

宗寿園ケアスクール 介護福祉士実務者養成研修（通信課程）学則

（設置目的）

第1条 介護福祉士実務者養成研修（通信課程）は、働きながらでもキャリアアップが出来るよう、実務だけでは習得できない知識や技術を学び、医療的ケアの知識、介護過程の展開や認知症についての知識を深めることを目的とする。

（名称）

第2条 介護福祉士実務者養成研修（通信課程）

（位置）

第3条 福岡県宗像市稻元5-2-2（福祉センター宗寿園内）

（修業年限）

第4条 7ヶ月とする。

（定員及び学級数）

第5条 1学年につき60名、3学級

学級の定員は20名とする。応募者数の状況によっては、1学級か2学級で運営することもある。

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（受講資格）

第7条 介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者

訪問介護員養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修課程修了者

講座を受講して関係職種へ就職を希望される方

（受講者の選考）

第8条 定員を超える申し込みがあった場合は、先着順とする。

（休業日）

第9条 天災その他やむを得ない事情により、研修を行うことが出来ないと当スクールが判断した場合は、新たな日程を設定するなどの措置を講ずる。

（入学時期）

第10条 入学の時期は、各学級の入校日とする。

(履修方法)

第11条 テキストに沿って自己学習し、当スクールが定める期日までに各科目ごとに添削レポートを提出する。質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(評価及び課程修了の認定)

第12条 各科目ごとの添削レポートを期日までに提出し、医療的ケア以外の科目については基準点(70点以上)、医療的ケアについては基準点(90点以上)に達すること。基準点に達しなかった場合は、再提出とする。期日までに提出がなかった場合は、催促し提出を促す。それでも未提出の場合は退学処分とする。スクーリングの場合は全日程に出席し、介護過程Ⅲ(介護技術)及び医療的ケア演習の修了評価を受け、基準点に達すること。「実務者研修修了証明書」の発行のためには、全課程を修了していることと受講料を全額入金していることが条件となる。

(1) 医療的ケア以外の科目

A : 90点以上 B : 80～89点、C : 70～79点、D : 69点以下

A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(2) 医療的ケア

合格 : 90点以上 不合格 : 89点以下

(受講料)

第13条

(1) 無資格者

85, 580円(テキスト代含む・消費税込)

(2) ホームヘルパー2級取得者又は初任者研修修了者

69, 080円(テキスト代含む・消費税込)

(3) ホームヘルパー1級取得者

54, 780円(テキスト代含む・消費税込)

(4) 基礎研修修了者

33, 880円(テキスト代含む・消費税込)

(受講料の返還)

第14条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、入校日前に受講の辞退の申し出があった場合は返還することとする。

(休学)

第15条 疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類(診断書など)を添えて提出し、当スクールの許可を得なければならない。休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

(復学)

第16条 休学していた受講生が、休学の事由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し、当スクールの許可を得なければならない。

(退学)

第17条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し当スクールの許可を得なければならない。

(退学処分)

第18条 次の事由に該当する場合は退学処分とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した場合

(2) 各科目ごとのレポートを期日までに提出せず、催促しても未提出の場合

(3) 受講態度が悪く遅刻や欠席が多い場合は本人に注意をし、改めない場合

2 前項の事由によって退学処分となった者は、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

(補講について)

第19条 病気やけがなどやむを得ない理由によりスクーリングに欠席・遅刻・早退した場合は、補講を受講することにより出席したものとみなす。補講は有料(4,000円／1日、2,000円／半日)である。

(組織)

第20条 研修を実施するにあたり、次の職員を置く。

所長、専任教員、介護過程Ⅲを担当する講師、医療的ケアを担当する講師、添削問題を担当する講師、事務職員

(個人情報の保護)

第21条 個人情報については、受講者名、受講者属性(年齢、性別等)、就職状況等、研修を通じて把握した状況について、研修目的以外には使用しない。

附則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。